

市町村のスポーツ振興の充実にスポーツ専門職員の果たす役割と課題
-北海道美深町を中心とした2009年度スポーツ振興の取組み事例から-

本間 孝太郎 勝田 隆

キーワード： 地域スポーツ振興 スポーツ専門職員 市町村教育委員会

“Roles and problems of sportsspecialists for local sportspromotion”
-The case of the sports promotion in Bifuka(2009), Hokkaido-

Kotaro Honma Takashi Katsuta

Abstract

This study in a case of the local sports promotion of Bifuka, Hokkaido in Japan for the purpose of arranging the activity actual situation of sports specialists appointed in 2009. And so on, this case study is aimed at clarifying roles and problems of sports specialists that is necessary for local sports promotion.

The following became clear from the hearing investigation that I carried out to the plural people concerned.

-A roles and duties to expect of sports specialist

As a result of dendrogram analysis, the classification of sports talent identification and development(TID) projects and the sports promotion projects was generated. Sports specialist planned further base reinforcement toward the substantiality of the TID projects, a thing having the professional ability that could support various needs of the local sports promotion was suggested in particular.

-Problems about the placement of sports specialists.

Because the environment such as a person or coach who played sports decreased in the investigation area, it was suggested that human resources to carry out projects were short.

Based upon the foregoing, in the Board of Education, it is necessary to plan a measure to serve the public utilization of sports to solve local problems. Sports specialist is demanded to plan and operate public utilities that introduce the value of sports into for inhabitants effectively and administers.

Keywords: local sports promotion, sports specialists, board of Education

I. 緒言

1 我が国におけるスポーツ行政機構の問題点

現在、我が国の行政機構は大きな変革の時を迎えている。このような社会情勢における体育・スポーツ行政組織の新たな動きの一つに、2004年に福岡県がスポーツ行政に関わる組織としては全国で初めてスポーツタレントの発掘に関する事業に着手したことが挙げられる。2004年から現在にいたるまでの間、タレント発掘事業と銘打った同様の事業は、全国各地の自治体で実施されるようになっている。国家的規模の事業となりつつあるこの事業を、地方自治体や公のスポーツ団体が実施する根拠は、2000年に我が国のスポーツ振興の基本的な方向性を示したスポーツ振興基本計画である。しかしながら、スポーツ振興基本計画が定められたのは、その根拠となるスポーツ振興法が1961年に施行されてから39年目のことである。その間、我が国では夏季、冬季を併せ三度のオリンピックが開催され、各種目別の国際大会の誘致などにも数多く成功している。また、全国規模のスポーツイベントとしては、毎年開催地を変えて開催される国民体育大会や全国高等学校総合体育大会など多様なスポーツイベントが大小を問わず全国各地で実施されている。その一方で、スポーツイベントの開催に関わる大規模な開発やスポーツの大衆化に伴って環境問題が表面化したり、国民体育大会の開催に関わる地方自治体の無計画な資源投入が問題化したりといったことも生じている。このような問題が生じた一つの要因として、都道府県や市町村におけるスポーツ振興計画が、2000年の国のスポーツ振興基本計画の策定後に相次いで策定されたことが挙げられる。スポーツ振興法では、都道府県、市区町村におけるスポーツ振興計画の策定について次のように規定している⁽²⁰⁾。

「都道府県及び市町村の教育委員会は、第一項の基本的計画を参考しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。」

のことから、国における計画の策定の遅れが、都道府県や市町村のスポーツ振興そのものに影響を与えたと推察することができる。

佐藤は体育・スポーツ行政における事業を次のように定義している。

「社会の必要としての体育（スポーツも含む）の振興という目的を満たすための各種の組織・機構の果たす役割であり、具体的には国および地方公共団体などが法律・政令その他法規の範囲内で行う体育・スポーツの普及・振興のための活動⁽⁷⁾」

この定義にみられるように、我が国の官公庁における行政組織はスポーツに関わる事業を実施する際にはその法的根拠が無ければ事業化することができない。つまり、体育・スポーツに関する行政施策は、スポーツ振興法をはじめとする国民のスポーツ活動に関連のある法規を根拠として各官庁が施策の大綱を予算化、立案する。国はその施策を各都道府県に通達し、それを受けた都道府県はさらに市町村へ通達する。

このような上位組織から下位組織への指導や援助の仕

組みを維持することによって、上位組織は上位組織としての体育・スポーツに関する所掌事務を円滑に取りまとめ、監督することができ、かつ、下位組織は下位組織としての地域住民のニーズに合わせた事業を計画、実施することができるであろう。我が国が法治国家であることを踏まえれば、この仕組みは至極当然の原理であるように思われるが、このシステムの中に我が国の行政機構としての問題点を抱えていると言える。このような上意下達型の行政機構の問題点としては先に述べた事例からも明らかなように、国の政策方針が示されなければ、都道府県や市町村としての方針も打ち出しにくい状況にあるということと、そのような状況で計画的かつ合理的な事業運営を図ることは極めて困難であるということである。

2 研究背景

市町村のスポーツ行政関連組織は、自治体規模にもよるが、専門職としての職員の配置が基本的に定められていないのが現状である。さらに職員は直接、住民サービスを提供する役目を担っているにもかかわらず、人事異動によって、偶然スポーツ振興を担当している現状である。しかし、それが本当に妥当なのかどうかという検証は未だ行われておらず、その検証は当然必要であろう。

限られた人員の中で市町村の独自性を最大限に發揮し、住民の多様な要求に的確に応える事業を進めるためには、有意味な事業を企画できる高い専門性を持つ指導者の配置という質的充実が必要である。さらに事業規模に見合った適切な人員規模の指導者の配置という量的な面、そして、それら人的資源の合理的、計画的な運用を可能にさせる政策的な面の三つが有機的に機能しなければならないのではないか。

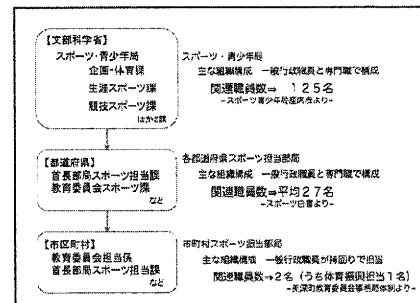


図1 我が国におけるスポーツ行政に関わる人材の配分

3 研究目的

本研究では、前節における現状のスポーツ振興に関わる人材配分の問題を根本に据え、北海道美深町のスポーツ振興の事例において、今年度任用されたスポーツ指導員（専門員）（以下スポーツ専門員）の活動実態を整理しながら、市町村のスポーツ振興に求められていると仮定するスポーツ担当の専門職員（以下スポーツ専門職員）の役割や課題を明らかにする。また、市町村におけるスポーツ振興の視点から、今後の市町村におけるスポーツ振興事業に必要不可欠な人材の素地についても論及し、今後の地域における体育・スポーツの振興を担う者に求められる資質が何で

あるかについて考察を行う。

4 本研究における実態調査の概要

4-1 研究枠組

本研究は、スポーツ専門員が関わりを持つ行政関係者からの視座において、地域のスポーツ行政の現場で必要とされるスポーツ専門員の在り方、特にその役割と活動において生じた課題について、今年度のスポーツ専門員の活動実態から明らかにするものである。

スポーツ専門員の在り方に関する考察については、スポーツ専門員が配置されたことによって、地域の住民に対して直接的にどのような影響があったかという面と、その住民のスポーツ活動を支える行政担当者へどのような影響があったかという面の二つの面から捉えることができる。本研究においては、スポーツ専門員の1カ年という任期中において、日常的に地域のスポーツ振興に携わる行政担当者へ与えた影響は、地域住民へ間接的に波及する効果がみられるであろうという仮説のもと、後者の視点から問題を捉えることとした。以上のことを見えて、本研究におけるスポーツ専門員の役割や課題に関する分析の枠組を下に示した（図2）。

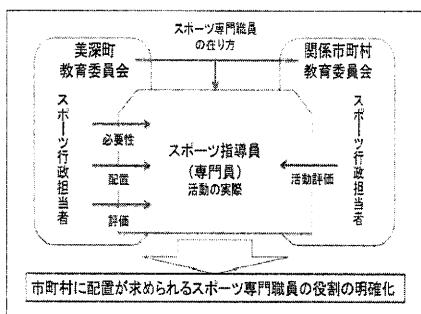


図2 本研究に関する研究枠組

4-2 使用する用語の定義

スポーツ振興という言葉は日常的に用いられる言葉であるが、この言葉の中には非常に多くのスポーツ行政実務に関わる役割を一言で表した言葉となっていると解釈できる。現代のスポーツ行政に関わる事業は、その振興という言葉の多義性によって柔軟な施策展開が可能になっていることが推察できる。しかしながら、本研究における市町村のスポーツ振興については、スポーツ専門員の活動がスポーツ振興の多義性のうち、主に影響を与えた点が何であるかを明確にする必要がある。そのため、本研究においては我が国のスポーツ行政の基本方針を示したスポーツ振興基本計画から一部引用し⁽²⁰⁾、以下のように定義することとした。

「市町村におけるスポーツ振興とは、住民のスポーツへの主体的な取組みを基本としつつ、住民のニーズや期待に適切にこたえ、住民一人一人がスポーツ活動を実践できるような、また、競技力の向上につながるようなスポーツ環境を整備すること」

スポーツ専門職員の定義については、現在の我が国市町村体育・スポーツ行政の体制においては、その必置規制

が法的に確立されていないため、未だ明確に定義されたものは存在しない。ここでの定義の目的は、市町村における体育・スポーツ振興を担う一般行政事務担当者と体育・スポーツの専門職としての行政職員の位置づけを明確にする必要があるためである。現在のスポーツ行政に関わる体育・スポーツの関連の公務員として法的に認められている役職は、前節で述べた行政担当者と派遣社会教育主事（スポーツ担当）と体育指導員である。これらの既存の役職と新たなスポーツ専門員の役割を明確に棲み分けすることができ、業務効率の点でも有効であると考える。

また、1997年11月に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会は、高等教育教員の地位に関する勧告を採択した。その勧告から、市町村教育委員会については、スポーツ振興を含む広義の社会教育を担う公の組織として、中等教育段階後の教育機能を一部有する高等教育機関と考えることができる。そのため、その中で活動するスポーツ専門職員は「地域社会全体に対する教育上の役務の提供に従事する」高等教育教員としての身分があることを認めることができる。よって、美深町におけるスポーツ専門員には、スポーツ専門員の定義に加え、同勧告によって高等教育教員に対して規定される権利や義務、自由や責任といった専門職としての職務上の本分も附帯されることになると考えられる。

4-3 調査対象

本研究では市町村スポーツ行政に関わる担当者および資料への調査を行った。調査の対象は次の通りである。

- 1) 美深町教育委員会教育グループ社会教育担当職員 3名
- 2) 上川北部広域タレント発掘・育成事業組織設立準備委員会に所属する、名寄市、下川町、音威子府村、中川町の上川北部広域タレント発掘・育成事業担当者の行政職員 8名
- 3) 美深町における体育・スポーツ振興に関する公文書

4-4 調査方法および調査時期

本研究における調査方法と調査時期は次の通りである。

- 1) 市町村のスポーツ振興の充実にスポーツ専門職員が果たす役割と課題に関する調査
調査方法：前項1) および2) を対象とした質問紙調査

調査時期：平成21年10月1日～16日

調査結果：本論末に付属

- 2) 美深町におけるスポーツ振興の課題とスポーツ専門員の役割に関する調査
調査方法：前項1) を対象とした聞き取りおよび同3) の収集
調査時期：平成21年4月上旬～11月中旬にかけて適宜実施

4-5 調査対象の特徴

本研究に関わる調査協力者の所属する地域の特徴は、地理的には北海道の中で道北地方に位置し、周囲を山々に囲まれた盆地である。夏季と冬季の気温差は 60 度近くあり、北海道内でも有数の豪雪地帯として知られている。

また、この 5 市町村における平成 14 年度の事業所の年間販売額は、82,499 百万円である。その 83.8 パーセントにあたる 69,109 百万円の年間販売額を名寄市が計上していることから、5 市町村における基本的な地域経済圏として名寄市が位置づけられている。さらに、5 市町村の産業形態は、それぞれの自治体において第三次産業に従事する者の割合が 50 パーセントを超えており、次いで、第二次産業、第一次産業という順で産業構造が形成される地域である（2005）。

本研究において、研究の中心と捉えた美深町は、全国の市町村自治体に先駆けて、タレント発掘・育成事業に着手し、教育委員会が主導で総合型地域スポーツクラブを設立した自治体である。また、公費によるスポーツ専門職員の配置やスポーツ行政の成果を美深町に留まらず、上川北部広域タレント発掘・育成事業として、市町村間の連携を図ろうとする取り組みで、それぞれの資源を共有しようと活発な施策展開をしている。

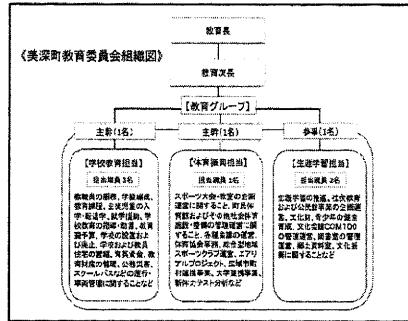
II. 美深町におけるスポーツ振興の課題

1 スポーツ振興に関する組織体制

住民の主体的なスポーツ活動にとって最も身近で、地域のスポーツ振興を支える組織として市町村教育委員会が挙げられる。本節では、我が国におけるスポーツ行政機構について市町村単位の振興体制、とりわけ実質的にスポーツ行政を主管する教育委員会に焦点をあて分析を加えることとする。

美深町の組織体制の大きな特徴は、グループ制を導入している点にある。グループ制とは、個々の事業に対し、グループのメンバーがその事業を分担し対処する仕組みである。個別の事象に対してグループ全体で対処するため、報告、連絡に関わる決裁の仕組みが潤滑に執り行えるという利点を備えている一方で、事業を進める上で必要な個々の責任の所在が業務分担によって不明確になるという問題点を包含しているといえる。

その問題点を克服するために管理職兼総括として主幹職や参事職を配置し関連業務を統轄することで、業務上の責任の所在が分散化することを未然に防いでいる。（図 3）



美深町教育委員会の調査協力者に現在のスポーツ振興関連事務の体制に関する課題について聞き取り調査を行った結果、次の回答が得られた。

- ・ 教育グループ内の組織再編によって、スポーツ振興担当者の組織的業務活動が停滞した。
- ・ 既存の体育振興業務の合理化を図ることができた。
- ・ スポーツ振興担当者一人当たりの業務量が増大した。
- ・ 体制に見合った執行事業に見直す必要がある。
- ・ 町内スポーツ関係組織の事務機能が教育委員会に一元化されたことのメリットとデメリットを分析する必要がある。

これらのことから、美深町が抱える体制的課題は、現在の体制、つまり、複数のスポーツ振興関連団体の事務機能を集中的に担当する仕組みは、事務効率を考えると現実的かつ能率的ではあるが、職務上倫理的に問題がある点と同時に、煩雑かつ膨大な事務作業量によって町のスポーツ振興の本来の業務が疎かになる可能性が懸念される。

スポーツ行政担当者の本来の業務は、スポーツ振興法においては、スポーツ振興施策に取り組む自治体の努力義務として「スポーツの振興に関わること」との規定しかされておらず、スポーツ行政を担当する職員の業務的位置づけが非常に曖昧である。国の作成した塑像に、より良いモデリングをすることが町のスポーツ行政に求められるのである。スポーツ行政における組織体制としては、合理的な事務事業ができる体制であると同時に、本来業務であるスポーツ振興に関わる業務を計画し完遂できる体制であることが望まれるといえる。美深町においてもそのような組織体制にあってこそ、町が目指す独自のスポーツ環境を創ることができるのではないかだろうか。

2 スポーツ振興業務における課題

笠原（2005）はスポーツ行政のねらいの重要性について、「規制」より「助成（支援、奨励）」が主体となるスポーツ環境の諸条件を整えることが重要である、と述べている⁽¹⁰⁾。換言すれば、スポーツ行政組織としてはスポーツを愛好、享受する人びとの自発性と主体性を支援、奨励する業務を行うことが重要であるといえる。そこで、本節では美深町におけるスポーツ振興業務に着目し、その課題を明確にしたい。

助成業務のうち、美深町の独自性の強い事業として執行される業務が「タレント発掘・育成に関わる業務」と「総合型地域スポーツクラブの運営支援業務」である。タレント発掘・育成に関わる業務は 2005 年に「美深エアリアルプロジェクト」が、そして 2006 年からは「上川北部広域タレント発掘・育成事業」が業務として立て続けに事業に加わった。前節において、2009 年度から美深町教育委員会内の体育振興担当者が実質独任的に業務に当たるよう組織が編成されることになった点について課題として指摘した。個別の事業品質に大きな影響を与えるであろうと

考えられるこの組織体制の課題に関しては、町全体の人事異動計画に則り計画的に運用されなければならないため、単年度単位や中長期における事業評価をしなければ、即座に対応できないという問題を抱えている。つまり、組織規模自体が、ここ数年の早すぎる事業の肥大化についていけず、事業品質の向上にまで及ばないどころか、通常業務にまで悪影響を及ぼす可能性は否めない。

美深町教育委員会のスポーツ行政担当者は、現状の事業の課題について次のように回答している。

「美深町では年々事業内容の専門化が進み、その結果、町の職員による事業企画や運営が困難になり、一般市民向けの事業などにも影響がでてきた。町の職員は、一般的に行政事務を専門とし、これまで、その能力と自分の関わったスポーツに関する知識で個々の事業に対応することができていた。しかし、現在の、複雑かつ高度化したスポーツ振興の業務は、町職員としての能力や許容量としての範疇を超てしまっていると感じる。」

タレント発掘・育成事業に着手した美深町の行政職員は、一般的な行政事務とスポーツ事業に関わる企画立案・運営、指導業務などの懸隔に、ジレンマを抱えていることを汲み取ることができる。のことからも、美深町のスポーツ振興全体を見通した人材の登用や事業展開など計画性ある行政運営が今後の課題といえる。

3 スポーツ振興の諸計画に関する課題

基本的な地域におけるスポーツ行政は誰のために行われるべきかという視点は忘れてはならないと考える。そこで、本節では、美深町のスポーツ行政が対象とする住民の関わりからの視点において、町のスポーツ振興に対する課題について分析を行うこととする。

平成 11 年に美深町の行政執行指針である「第 4 次美深町総合計画」の策定に関する事業が始まり、平成 13 年度から 10 年間において効力をもつ総合計画が実施されている。その第 4 次美深町総合計画に基づき、美深町の社会教育行政全体の執行方針として「第 6 次美深町社会教育推進中期計画」が策定された。美深町では総合計画の中において、また、美深町教育委員会では社会教育推進中期計画の中において、町のスポーツ振興の課題について次のようにまとめている。

-第 4 次美深町総合計画（抜粋）-

住民一人ひとりが生涯にわたって健康で活力ある生活を営むことができるよう「生涯スポーツ」の推進に努めてきましたが、今後とも健康で明るく生活する上で「生涯スポーツ」の重要性を再認識して、一人でも多くの住民がスポーツ活動に参加できるよう機会の拡充やスポーツ組織の育成及び施設の充実等が必要となってきます。

-第 6 次美深町社会教育推進中期計画（抜粋）-

- ① 総合型スポーツクラブを中心にスポーツ振興方策を推進する必要がある。
- ② スポーツ活動へのきっかけを創出することや積極

的な呼びかけが必要である。

- ③ 地域活動の活性化のためスポーツ活動を通して地域連帯感を醸成する必要がある。
- ④ 少年団、中学、高校のスポーツ活動の支援体制、指導体制の確立が必要である。
- ⑤ 指導者が減少、高齢化、固定化しており、後継者の発掘・養成・支援が必要である。
- ⑥ 生涯の各時期に応じた健康づくり等スポーツ機会の充実が必要である。

これらの方針や課題を実際の行政施策の中で有益に活用するためには、住民のニーズに基づいて策定された各計画の方針が、事業として適切に具体化され、その結果としてどの程度住民ニーズが充たされたかどうかが一つの指標となると考える。つまり、個々の住民のニーズは、明文化されることにより公的な課題として規定され、町全体の課題として設定され、行政組織は、公的な課題を改善するためのロードマップとして位置づけられた各計画に基いて施策を具体化することになると考えられる。しかしながら、計画を策定すること自体に重要性があるのではなく、その計画を適切に評価することを通じて、今後 10 年の新たな課題を見つけることができるということである。より充実した事業を実施する上では、住民のニーズに基づいた課題設定において、如何に内容の充実した計画を策定するかが重要であると考えられる。

美深町においては、総じてライフステージに応じた様々なスポーツの機会を充実させて生涯スポーツの推進を図ろうとする方針を、総合計画から読み取ることができる。また、行政は指導者の発掘・養成・支援が必要であると述べている点は、スポーツ振興の重層的な視点として必要であろう。一般的に、この課題については単発的な指導者養成事業として具体化されることが多い。そもそも週一回のスポーツ実施者を 50 パーセントにしようとする我が国のスポーツ振興基本計画の現状にあっては、指導者になりたいという人はことさらに少なくなると考えられる。そのため、新たな指導者を発掘するという意図では単発的な指導者養成事業では目立った成果は見られないのではないかと考える。このように、これらの課題について、数年で取り組みの成果を示すためには、スポーツ行政組織に相応の長期計画が必要となることは想像に難くない。さらに、本章で課題として指摘した美深町のスポーツ振興に関する組織体制や業務の状況で、長期の計画に則した事業として具体化することが十分に対応できるかという点についてはかなりの努力を要すると考えられる。

計画は公的課題として町が積極的に改善しなければならない性質を有するものであると考えており、その改善に合わせて、柔軟に適切な組織体制を整備するという視点が必要であろう。また、計画の素案を作成するのは、実際にスポーツ振興業務に従事する担当者である。計画というスポーツ振興の骨組みだけで、スポーツの推進が図れるわけではなく、その骨組みにいかに魅力的な事業やプログラムが肉付けできるかが重要である。計画に則って生涯スポ

ツ社会を実現することが本務であるということを、スポーツ振興担当者は意識して計画を作成することが求められる。

III. 美深町スポーツ専門員の通年専任化の経緯とその義務

1 スポーツ専門員の任用に至る根拠と経緯

1-1 法的根拠

現在の行政組織の中で、新たに職員としてスポーツ専門員を雇用するには、そのための法的な根拠が必要となる。例えば、体育指導員の委嘱には、スポーツ振興法第19条がその法的根拠となる。社会教育主事（スポーツ担当）については、平成9年に保健体育審議会答申において「地域スポーツ振興の企画・立案を行える専門的な知識や経験を有する者が望まれるとともに、自主的に社会教育主事（スポーツ担当）の配置を促進することが必要である」⁽²⁰⁾と具申されている。

今年度任用されたスポーツ専門員については、先述のとおり、我が国には未だ明確な法的根拠があるわけではない。したがって、その任用に際しては既存の法令の解釈を柔軟に運用することで自治体の裁量で任用することが可能となる。美深町におけるスポーツ専門員の任用に関わる法令の解釈を表3に示した。

表3 美深町におけるスポーツ専門員の任用に関する法令解釈

法令名	地方公務員法三条三項三号
位置づけ	非常勤特別職 (特定の学識又は経験に基づいて任用されるもの)
身分取扱い	地方公務員法は適用されない
問題点	・分限等の身分保障に関する規定や守秘義務に関する服務規定は適用されない ・一般職の職員と比較した場合に待遇面の差が存在する

のことから、美深町のスポーツ専門員は非常勤の特別職として美深町長から委嘱され、町職員の範疇においてその業務が公的なものとして認められる。一方では非常勤職員であるため、地方公務員法は一部を除き適用されないことになる⁽¹⁶⁾。また、昭和47年に公表された保健体育審議会答申の中では、市町村教育委員会における体育・スポーツ担当の機構と職員に関する内容が具申されており、行政機構の中にスポーツの企画、立案、指導を担当する職員を配置する必要性について明示されている⁽²⁰⁾。しかしながら、社会教育主事（スポーツ担当）やスポーツ専門員の法的根拠となる保健体育審議会答申については、答申自体に法的拘束力がないため、答申内容そのものは国としての施策方針を示しただけにすぎず、スポーツ担当の職員の配置に関する答申内容も、あくまで市町村の努力目標としての位置づけであることは否めない

1-2 形式的根拠

本研究で対象となっている美深町スポーツ専門員は、仙台大学スポーツ情報マスマディア研究所（以下 ISIM）に所属するスタッフである。美深町からの支援要請に応じたが ISIM が、出向という形式で美深町教育委員会に派遣したという経緯がある。

そこで、本項では美深町と仙台大学の連携協力の必要性やその内容についての関係文書の調査をとおして、美深町がスポーツ専門員の派遣を要請するに至った経緯について、連携協力協定に関する形式的な観点から整理する。

美深町教育委員会では、これまでの町の体育・スポーツ振興に関わる事業に加え、トランポリン競技とフリースタイルスキー種目エアリアル競技の運動類似性に着目した種目転向型のタレント発掘・育成の取組みである美深エアリアルプロジェクトや総合型地域スポーツクラブにおける小学生期におけるスポーツ実施の底辺拡大を図る方策に取り組んでいた。また、近隣の市町村との広域連携によるタレント発掘・育成事業が文部科学省の企画公募型の委託を受け、その事業の推進に関係市町村と共同で取り組む等、全国的に注目されるようになっていた。

美深町と仙台大学は、相互協力により期待される次のメリットを享受することを目的に、平成19年に仙台大学との間に連携協力協定を締結している。

(1) 「相互の交流をとおして地域住民のスポーツに対する理解やスポーツに親しむ機会が増え、地域住民の活性化が促される。」

(2) 「エアリアルプロジェクトや広域タレント発掘事業、総合型地域スポーツクラブの活動支援に関して大学の専門家による指導・助言やスポーツ医・科学・情報支援を受けることが可能である。」

(3) 「スポーツ振興を中心とした地域住民への講座・研修会等の開催が可能である。」

(4) 「コーチング、健康運動の実践、スポーツ教育プログラムの展開などスポーツ・運動に関する教育的支援ができる。」

仙台大学との連携協定の締結内容は、エアリアルの強化、普及やタレント発掘事業に関わる支援だけではなく、町全体のスポーツ推進を図る事を目的に仙台大学との協定を締結したことが読み取れる。そのため、形式的には上記の協定により期待される美深町のメリットを達成する事を目的に派遣要請を行ったと考えられる。その結果、美深町のスポーツ振興において必要とされていたスポーツの専門的な学識を持った仙台大学の協力支援を受ける形式的な根拠となる基盤を整えることができたと考えることができる。

1-3 実質的根拠

調査結果より得られた回答に形態素解析を実施し、分析を行った、結果、美深町行政担当者からは、スポーツ振興上の課題を解決するためのスポーツ専門員の配置の必要

性について、「指導」や「専門的」、「人材」、「選手育成」など実際の指導に関わる鍵単語が抽出された。その結果からは、「指導」、「育成」という、いわゆる現場に関する単語や「体育協会」、「総合型地域スポーツクラブ」などのスポーツ組織に関わる単語、「エアリアル」や「タレント発掘・育成事業」などに見られる具体的な事業に関する単語が抽出された。

これら抽出された単語と回答内容の文意から、市町村におけるタレント発掘事業の先駆としての問題を抱えている点や総合型地域スポーツクラブの設立運営に着手し、その運営体制に関する行政担当者の位置づけの曖昧さが残っている点がスポーツ専門員を任用した実質的な根拠となっていると考えることができる。

2 スポーツ専門員の任用に関する細目

2-1 美深町教育委員会内における業務上の位置づけ

前節において美深町教育委員会のスポーツ専門員の法的な根拠について整理し、その中でスポーツ専門員の身分は非常勤の特別職として位置づけられることが示された。しかしながら、教育委員会内における業務上の位置づけについては、その委嘱される内容が明文化されていないことから、本項において担当者や関係資料の調査結果から整理することとした。

まず、美深町教育委員会事務局組織規則（平成 17 年 3 月 23 日）では教育委員会が取り扱う体育振興担当者の業務を次のように規定している。

- (1) 体育及びレクリエーション活動の普及促進に関すること。
- (2) 各種スポーツ教室の開設並びに大会、講習会、研修会等の開催及び奨励に関すること。
- (3) 体育振興のための学校施設開放に関すること。
- (4) 体育団体の育成指導に関すること。
- (5) 体育指導委員に関すること。
- (6) その他体育振興に関すること。

また、町所有施設の管理担当者の業務については次のように規定している。

- (1) 町民体育館等の所管に属する体育施設、設備等の管理運営に関すること。
- (2) その他教育施設等の管理運営に関すること。

つまり、スポーツ専門員は上述の業務内容の範囲において活動することが適当である。しかしこれは、業務内容に関して規定をするものであり、実際の活動内容について規定をするものではない。例えば、体育指導委員であれば、スポーツ振興に関わる各種事業の「指導」、「企画」、「運営」が、派遣社会教育主事（スポーツ担当）は、スポーツに関わる環境面での「整備」、「促進」、「指導」がその主たる活動内容として明文化されている（2003）。

市町村スポーツ行政担当者が、スポーツ専門員に求める

役割について調査した結果から、スポーツ専門員の役割や職務については、5 市町村共通のスポーツ行政への「指導」「助言」が求められている。また、住民へのスポーツ参加の促進を図るためにスポーツ事業の「企画立案」や「体制づくり」、そして、広域連携事業においては「統合」と「調整」が期待されていることが明らかになった。これらのことから、先述の体育指導委員や派遣社会教育主事（スポーツ担当）が担う活動内容を合一した役割とともに、既存のスポーツ行政の活動内容に欠けているコーディネーターとしての役割を業務として担うことが求められていると考えられる。

IV. 美深町スポーツ専門員の活動業務の実際

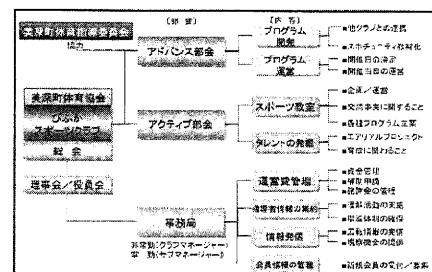
1 美深町におけるスポーツ専門員の活動の実態

1-1 美深町教育委員会スポーツ振興業務について

美深町教育委員会では、法令や計画に基づいてスポーツ振興に関する各種事業等の予算化を図っている。さらに、体育振興事業とは別に、町内の小中学校と連携し、町内の全児童、生徒を対象とした新体力テストの実施を推進している。平成 21 年度からは、新体力テストの結果を分析するソフトを新たに開発し、児童生徒一人ひとりの体力の状態や今後のスポーツ活動を促すためのアドバイスを付けた測定結果票を全児童生徒に返却している。

1-2 びふかスポーツクラブへの支援

美深町では、美深町体育協会が中心となって平成 18 年にびふかスポーツクラブを設立し、小中学生向けに開発したプログラムを提供している。美深町教育委員会は、びふかスポーツクラブの運営に対して図 4 に示した体制で協力・支援をしている。スポーツ専門員は、専門性を生かした新規のスポーツプログラムの開発とプログラム指導に協力している。



びふかスポーツクラブで行われているプログラムの特徴は、学校での体育の授業やスポーツ少年団の日頃のトレーニングプログラムとしても活用されている。このプログラムは月 1 回の開催ではあるが、子どもたちが気軽にスポーツに関わるための重要な機会として位置づけられており、小学生がスポーツに関わるためのきっかけとしての意味を持つプログラムである。このプログラムを発展的に拡充し、エアリアルプロジェクトと連携を図りながら、底辺拡大と競技力向上の両輪の軸として力を入れることがスポーツクラブの運営として重要である。そして、その点においてスポーツ専門員の専門性が發揮される場所となる

ことが期待される。

2 美深町の近隣市町村との連携による活動

2-1 市町村連携によるタレント発掘事業について

上川北部地域5市町村は、我が国の国際競技力の向上に向けて、一貫指導システムを構築するために、優れた素質を有する競技者を効果的に発掘・育成していく活動を推進している。この事業は、競技者育成プログラム普及促進事業における「国際舞台で活躍するアスリート輩出のためのタレント発掘モデル事業」として、我が国では3つの自治体が文部科学省から委託を受けている。この事業で得られた成果を今後の我が国の競技者育成プログラム普及促進の参考とすることを目的に実施される。

同事業の具体的な事業構成をまとめたものが図5である。

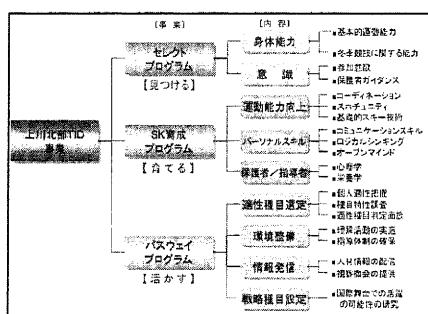


図5 上川北部広域タレント発掘・育成事業の事業構成

2-2 総合型地域スポーツクラブ間の交流促進

スポーツクラブ同士の交流を通じて、互いのプログラムの共有化を図り、内容の充実を図ることを目的にしている。複数の総合型地域スポーツクラブ間の交流に関しては、自治体が仲介して連絡協議会などの名称で実施されるケースがあるが、美深町と中川町では、それぞれの取組みの情報を共有するための勉強会を開催し、それぞれの町でプログラムを作成するための情報交換を開催している。

V. 市町村におけるスポーツ専門員任用の課題

1 スポーツ専門員配置に関わる自治体のニーズ

市町村におけるスポーツ専門員の必要性について考察を加える前に、現在の市町村のスポーツ振興が抱える課題を明確にする必要がある。

分析結果から、現場での指導業務に従事するスポーツ専門員が不足している点を指摘する語句が抽出された。また、指定管理者制度の導入に関する語句や、公立スポーツ施設の合理的運営を図ることに関する語句も抽出され、行政とスポーツの関わりについては外部に委託する傾向にあると考えられる。さらに、行政におけるスポーツ担当者の位置づけ自体が曖昧である事を担当者自身が指摘する語句も抽出された。これは、市町村における人事管理制度と複雑に関連していると考えられる。つまり、市町村における体育・スポーツ振興への行政的関わりは、通常の一般行政事務とは質的に異なるものであるということが言えるの

ではないだろうか。本研究では、その点について論証することを目的としていないため詳述は避けるが、市町村のスポーツ行政を担当する者の役割や位置づけを明確にする事は、今後、我が国スポーツを推進するための間接的な施策として非常に重要な、かつ根本的な課題であるように考える。

人口規模が縮減する中で、スポーツを行う人や指導者も減っており、満足のいく事業を実施できるだけの人的資源が不足している現状についても指摘されている。人口が減少するという事が、すなわち、劣悪なスポーツ環境に向かうということではないであろうが、地域の活力が低下するという点では憂慮すべき問題である。しかしながら、公益性の高いスポーツ振興事業の費用対効果を考えた場合に、少額の予算措置の中でも、大きな効果を見出す事業を企画、実施することが求められていると考えられる。

すべての市町村がスポーツ専門員を必要としているということは言えないが、実際に充実した事業を運営したりする役割としての専門的な職員の必要性については一定の示唆を与えるものではないだろうか。

2 スポーツ専門員に求められる資質の養成

各市町村担当者の記述からは、子どもの頃から生涯にわたりスポーツに親しむための素地を養うこと、つまり、スポーツを純粋に楽しむ事を覚え、楽しむことを継続させることができ、事業を考え上で何よりも重要であるこの示唆を得るものである。さらに、そのスポーツの楽しさというのは、競技志向であったりレクリエーション志向であったり個人の多様性に基づき執り行われることを認識した上で、スポーツ行政担当者が魅力的な事業計画を構成する資質が求められると考えられる。

3 スポーツ専門員に求められる役割の創造

市町村のスポーツ行政の中に存在するいくつもの課題を解決するという観点では、市町村にスポーツ専門員の必要性があることは明らかである。しかしながら、スポーツ専門員の配置の必要性は行政担当者の中にはある程度認知はされているものの、その実際の任用となる措置を取るには至っていないということが実際の現状である。

ではなぜ、実際の任用にまで至らないのか。それについては様々な要因が考えられる。根本的な問題としては国家的なスポーツ関連法規の体系が整備されていないことが要因として考えられるのではないかだろうか。例えば、医療従事者に関する法規では、医師や看護師、栄養士などの人々の身分について、それぞれの役割について身分法(ex. 医師法や栄養士法等)で規定し、資質向上のための免許制度の設置や業務の範囲などについて規定している。スポーツ専門の職員の任用にあっても、医療従事者と同様に、スポーツに関わる関係法規を整備することで、スポーツ専門員の身分を保証することができ、任用の促進が図られるのではないかだろうか。

VI. まとめにかえて

1 市町村のスポーツ振興の充実に向けた提言

スポーツは、個人の自発的活動によって行われるべき性質の人間活動である。ここで議論しなければならないことは、地域住民の自発的活動と行政における個人や団体へのスポーツ活動の支援に関する均衡の問題である。地域住民のスポーツ活動の実態は、従前のスポーツ振興の仕組みの実態を反映する指標となり、これまでのスポーツ行政施策を評価するために有効な判断材料であると考える。このことをスポーツ振興に関わる者は意識しておく必要がある。加えて、国、都道府県や市町村に限らず、我が国のスポーツ振興に関わる責任者や担当者は、現状より少しでも良い方向にしていくと方向性を合わせることが重要であると考える。

我が国では、スポーツにおいて地域住民が行政に依存する体質を抜け出せずにいる一方で、地域の実情に即した総合型地域スポーツクラブの設立を支援し、将来的にはクラブ会員の入会料などのクラブ自主財源によって運営を進めるという、国家的なスポーツ振興のための助成制度もある。地域住民が必要としている事業が何なのか、地域社会にとって必要な事業は何なのか。スポーツ施策は「森を見て、木を見ず」のような事業では、住民が主体的に運営に参画するようになるとは考えにくい。その点に行政担当者は気づき、何らかの危機感を抱き、その状況を改善するために何らかのアクションを起こす必要がある。その点に、スポーツ行政としての本当の責任が発生するのではないだろうか。スポーツ事業は、ただ実施するだけではその期待される本来の成果を見る事はできないと考えられる。何のためにスポーツ事業をするのか、その目的を明確にする必要があるのであろう。

我が国のスポーツ施策は、今が「森を見て、木を見る」といった施策に転換する時であるし、上位の行政組織は、市町村の個々の事業を適切に支援することで、人づくり、地域づくり、町づくり、国づくりと発展的に取り組めるようにするべきではないだろうか。

住民参加と行政支援の均衡をうまく保つためには、両者が互いに行動することが極めて重要である。すなわち、スポーツ行政担当者は、住民と行政の間を掛け持つコーディネーター的役割を持つ体育指導委員と定期的情報交換をするだけではなく、常に情報交換が可能な体制に改めるべきである。その体制に新たなスポーツ行政職として、スポーツ専門員を配置することは現在のスポーツ行政の課題を解決する上で不可欠な方策である。実際に、スポーツ専門の職員がその役割を果たすに十分な課題が市町村には多数存在しているし、むしろスポーツ専門の職員が配置され、リーダーシップを發揮することで解決できると考えられる課題が現実に存在していると感じられた。

美深町がスポーツ専門員を任用したことを含め、上川北部5市町村が、それぞれの自治体の課題を解決することを通じて、スポーツの普及・強化に対して積極的に取り組むことは、非常に野心的な挑戦であり、嘉賞に資することであると思う。だからこそ、スポーツ振興に関わる者は、ス

ポーツの真の魅力に触れる機会をもっと充実させることができ求められるのであろう。

美深町のスポーツ専門員の活動をパイロットケースとし、市町村が抱えるスポーツ振興上の課題について、具体明確なものとして示すことができたことは、今後の我が国の市町村のスポーツ振興の方策を考える上で極めて有意味であったと考える。しかしながら、単年度の活動の中では見ることができない課題も多数あると考えられる。その点についての解明は今後の研究課題となるが、継続的で長期に問題を捉える必要がある。そのようなことも踏まえ、美深町を含む上川北部5市町村には今後も引き続き、スポーツ振興に関して積極的な施策展開を期待したい。

結論に代えて、以下の2点を今後の我が国における市町村のスポーツ振興の充実に向けた提言としたい。

提言1. スポーツ専門職員の役割について

- ・ 普及、強化、健康増進等の多様なスポーツ振興事業への積極的な関わり
- ・ 学校や競技団体等の各種団体との相互研鑽の仕組みづくり
- ・ 既存の体育的価値観に囚われない、新たな発想による事業の企画

提言2. スポーツ専門職員の課題について

- ・ 市町村レベルで活躍できるスポーツの専門職員の養成
- ・ 高等教育機能の市町村教育委員会への常置化の促進

附則

本研究によって開示された文書資料の内容や研究成果の公表については美深町教育委員会や本研究関係者への了承を得ていることを付言する。

参考文献等一覧

1. 旭川開発建設部地域振興対策室（2005）上川地域概況ポケットブック2005、pp.
2. 阿部篤志、杉田正明（2008）非競技特化型タレント発掘・育成プログラムの評価モデルの開発-プロセス評価のアプローチ-、上月スポーツ・教育財団第4回スポーツ研究助成事業 2007-2008
3. 阿部智（2008）Ballschuleプログラムが児童の運動能力に与える影響、奈良教育大学紀要、第57巻、pp. 169-179.
4. 天野和彦（2006）市町村合併とスポーツ行政組織に関する研究-教育委員会組織の統合について-、東亜大学研究紀要、第6巻、pp. 69-80.
5. 音威子府村公式ホームページ
<http://www.vill.otoineppu.hokkaido.jp> (2009年10月31日閲覧)
6. 郡司篤晃（2005）健康の概念、医事法規、健康運動指導士養成講習会テキストI、財団法人健康・体力づくり事業財団、pp. 1-14.
7. 佐藤良男(1994)体育・スポーツの行政と政策、宇土正彦、八代勉、中村平編著、体育経営管理学講

- 義、pp. 138-147.
8. 高橋義雄、澤井和彦、中村好男、間野義之 (2006) スポーツに関する行政制度、スポーツ白書-スポーツの新たな価値の発見-、小野清子、SSP笠川スポーツ財団、pp. 166-183.
 9. 阿江通良 (2009) 平成20年度日本体育協会スポーツ医・科学報告書、加賀谷淳子編、財団法人日本体育協会、pp. 5-19.
 10. 笠原一也 (2005) 地域におけるスポーツ振興方策と行政のかかわり、公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目 I、財団法人日本体育協会、pp. 144-151.
 11. 松田岩男、宇土正彦 (1996) 学校体育用語辞典 (第4版)、大修館書店、pp. 180-182.
 12. 財団法人日本体育協会生涯スポーツ推進部クラブ育成課 (2008) 総合型クラブ創設ガイドこうして創った！こうすれば創れる！、財団法人日本体育協会、pp. 1-10.
 13. 財団法人日本レクリエーション協会刊行リーフレット (2009) TOUCH!COMPACT!
 14. 作野誠一 (2002) スポーツ行政による地域スポーツクラブ育成の課題-教育行政における問題構造の同型性に着目して-、福岡女子大学文学部紀要、第66号、pp. 69-80.
 15. シーデントップ：高橋健夫監訳 (2003) 新しい体育授業の創造、大修館書店、pp. 179-190.
 16. 自治研修研究会編 (1986) 地方行政ゼミナール、ぎょうせい、pp.
 17. 下川町公式ホームページ
http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/Cgi-bin/odb-get.exe?WIT_template=AM04000 (2009年10月31日閲覧)
 18. 社団法人全国体育指導員連合編 (2003) 体育指導委員の基礎知識生涯スポーツと地域の創造、pp. 3-17.
 19. 総務省 地方公共団体財政健全化法関係資料
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html> (2009年10月31日閲覧)
 20. 体育・スポーツ指導実務研究会(2004)体育・スポーツ指導実務必携 (平成16年版)、ぎょうせい、pp. 3-76. pp. 1488-1580.
 21. 高橋健夫・落合優・小沢治夫・柳沢和雄・友添秀則編著 (2003) 最新体育・スポーツ理論、大修館書店、pp. 5-20.
 22. 中尾健一郎、八代勉、柳沢和雄 (1994) 地域スポーツの振興策に影響を及ぼす体育・スポーツ行政組織の社会的勢力に関する研究、筑波大学体育科学系紀要、第17巻、pp. 97-106.
 23. 中川町公式ホームページ
<http://www.town.nakagawa.hokkaido.jp> (2009年10月31日閲覧)
 24. 名寄市公式ホームページ
<http://www.city.nayoro.lg.jp> (2009年10月31日閲覧)
 25. 美深町公式ホームページ
<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp> (2009年10月31日閲覧)
 26. 堀内孜編 (2000) 地方分権と教育委員会制度、ぎょうせい、pp. 294-302.
 27. 堀内孜編 (2001) 教育委員会の組織と機能の実際、ぎょうせい、pp. 26-56.
 28. JOC：新「スポーツ基本法案」検討チーム設置へ、毎日新聞 (2009年10月22日) 朝刊
 29. 三上登、西野浩子 (2004) 経営戦略とHRD（人的資源開発）のあるべき姿、オペレーションズリサーチ、10月号、pp27-34.
 30. 村田真一 (2008) 総合型地域スポーツクラブにおける「運営参加」に関する比較事例研究、九州共立大学スポーツ学部研究紀要、2 : 20
 31. 八代勉、柳沢和雄、清水紀宏 (1993) 地域スポーツの経営をめぐる組織間関係の研究-地域スポーツにおける組織間関係論モデルの提案-、筑波大学体育科学系紀要、第6巻、pp1-9.
 32. 吉田茂・栗原英昭・松田一如・荒井迪夫 (2006) 体操競技に関する基本調査第八報「わが国のジュニアクラブの練習環境に関する実態調査」、体操競技・器械運動研究、第14巻、pp25-58.